

インターネットの利用を巡る
青少年の保護の在り方に関する
ワーキンググループ
課題と論点の整理

令和7年8月
青少年インターネット環境の整備等に関する検討会
インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する
ワーキンググループ

目次

1. インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する検討の背景	2
(1) これまでの対応	2
(2) 海外における対応状況	3
2. ワーキンググループにおける議論と検討の基本的方向性	4
(1) ワーキンググループにおける議論について	4
①議論の経過について	4
②議論にあたっての視点等について	9
(2) 議論を踏まえた検討の基本的方向性	10
(3) 課題と論点	12
3. 今後の進め方について	20
4. おわりに	21
(参考) インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ の開催について	22

1. インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する検討の背景

(1) これまでの対応

インターネットは既に国民の生活に不可欠なものとなっており、スマートフォンや一人一台端末の普及が進む中であって、18歳未満の青少年（以下「青少年」という。）であっても、誰もが手軽にインターネットを利用することができる状況にある。現に、令和6年11月1日～12月16日に実施された「青少年のインターネット利用環境実態調査」によれば、インターネット利用率は、0～6歳の通園中の未就学児で約73%、6～9歳の小学生では約91%、10歳以上の小学生、中学生、高校生では約97%～99%となっており、中高校生年代だけではなく、乳幼児や小学校低学年であっても大半の青少年がインターネットを利用している。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備する取組としては、これまで、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）に基づき、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするためにフィルタリングの普及促進等の措置を講じてきたところ、一層のフィルタリングの普及促進を図るため、平成29年には同法を改正し、携帯電話事業者等に対して、青少年確認義務やフィルタリングにかかる説明義務を課す等の規定を整備してきた。

また、政府では、青少年インターネット環境整備法に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」を策定しており、令和6年9月9日のこども政策推進会議において決定された第6次計画においては、

- ・ 青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進
- ・ フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進
- ・ 「親子のルールづくり」や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進

の3点を特に留意すべき観点として掲げており、本計画に基づき、関係府省庁が連携して一層の取組を推進してきた。

一方で、インターネット上には、青少年の健やかな成長を著しく阻害する青少年有害情報が氾濫している実情があり、児童買春や児童ポルノを始めとするSNSに起因する事犯の被害児童数も依然として高水準にある。また、青少年がSNS上における「闇バイト」の情報をきっかけに重大な犯罪に加

担する事案等も生じているほか、青少年自身が誹謗中傷等の加害行為を行ってしまう事案も顕在化している。加えて、青少年有害情報に当たる可能性のある広告が、学習等で用いるタブレット端末等にも表示されてしまうことや、生成AI技術が一層普及したことに伴い、実在の児童を基礎として児童の性的ディープフェイク画像が生成されてしまうこと等の新たな問題も生じている。こうした状況の下、昨今のインターネット利用を巡る青少年保護の国内及び主要各国における動向を踏まえつつ、インターネット利用を巡る青少年の保護に関する課題及び論点の整理を行うため、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の下に、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置することとした。

ワーキンググループでは、令和6年11月から議論を開始し、関係府省庁及び有識者による自由討議を行い、令和7年4月には、事業者等からのヒアリングを実施した。本課題と論点の整理は、これまでのワーキンググループにおける議論等を踏まえ、政府において取り組むべき課題と論点を整理し、検討の基本的方向性を示すものである。

（２）海外における対応状況

本ワーキンググループにおける議論に際しては、諸外国における青少年のインターネットの利用環境の整備に係る取組についても参考にしている。諸外国においても、法による規制等の取組が進められているものの、その在り方等については、国によって大きく異なっていることが明らかとなった。例えば、令和6年度にこども家庭庁が調査研究として実施した「オーストラリア及びイギリスにおける青少年のインターネット利用環境の整備に係る取組及び法制度等の調査」によると、オーストラリア及びイギリスのいずれも、事業者に対して青少年が違法・有害情報に接しないための措置を講ずる何らかの義務を課している。

オーストラリアにおいては、ネット安全コミッショナーが違法・有害情報の削除・是正通告の権限を持ち、通告を受けた投稿者やサービス事業者には24時間以内の対応が義務付けられている。また、青少年が「極めて有害なコンテンツ」や「危険な食習慣を促進するコンテンツ」にさらされていることを背景に、ソーシャルメディアサービスを運営する事業者に対し、16歳未満のアカウント保持を制限する合理的な措置を取るよう義務づける法律も成立している（令和7年8月時点未施行）。

一方で、イギリスにおいては、通信庁自体には違法情報の削除を命じる権限はないものの、事業者に対しては違法情報の削除対応の義務を課してい

るほか、オンラインサービス提供者に対して、定期的なリスク評価・アクセス評価を義務付け、一定の基準を満たすサービスに対してはさらに追加的な義務を課す措置を講じている。

また、令和5年度に、同じくこども家庭庁が調査研究として実施した「アメリカ合衆国各州における青少年のインターネット環境整備に係る取組等の調査」によれば、アメリカにおいては、連邦法により、学校や図書館のインターネット利用において有害コンテンツへアクセスすることを制限しているほか、オンラインプラットフォーム事業者が13歳未満の個人情報を取得することを禁止する等の措置を講じている。その上で、各州においてそれぞれ追加的に規制が設けられており、例えば、ユタ州では、一定規模以上のソーシャルメディア事業者に対して、同州在住のアカウント保有者の年齢確認、未成年者がアカウントを作成する際の保護者の同意、視聴履歴等を基にした未成年者のデータ収集の禁止、未成年者に対する一定の機能や利用時間の制限を要求している。

このように、諸外国においては、それぞれ背景や法体系等が異なる中で、様々な取組を進めているものである。構成員からは、我が国において青少年のインターネット利用環境の整備について議論を進めるにあたっては、こうした取組を参考にしつつも、国連子どもの権利委員会やOECDの指針等も念頭に、我が国の実情等に即した議論を進めていくことが重要であるという指摘があった。

2. ワーキンググループにおける議論と検討の基本的方向性

(1) ワーキンググループにおける議論について

①議論の経過について

本ワーキンググループは、令和6年11月に議論を開始して以降、課題の洗い出しに始まり、事業者等へのヒアリングや構成員による自由討議を通じて、論点整理等を行ってきた。

まず、第1回ワーキンググループは、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の構成員も参加し、事務局から、本ワーキンググループの設置に係る経緯や目的が共有されるとともに、本ワーキンググループに期待することや議論の俎上に載せるべきことなどを各構成員から発言した。

令和7年2月12日には第2回を開催し、こども家庭庁から、オーストラリア、イギリス、アメリカ、EUにおける青少年のインターネット利用を巡る課題と対策について報告を受けるとともに、こども家庭庁、公正取引委員会、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省から、現

状の取組について説明を受けた。また、OECDが2021年に公表した“CHILDREN IN THE DIGITAL ENVIRONMENT”において示された改定リスク類型（※1）に沿って、現在、我が国の青少年が直面しているインターネットの利用に係る課題の洗い出しを行い、自由討議も行った。

（※1）コンテンツ・リスク、コンダクト・リスク、コンタクト・リスク、消費者関連リスク、横断的なリスクの5つが挙げられる。それぞれリスク類型については以下のとおり¹。

- ・コンテンツ・リスク：1対多のインターネット環境の中で、こどもが受動的に受け取る又はさらされるコンテンツにまつわるリスク
- ・コンダクト・リスク：こどもが他のこどもに生じさせるリスク
- ・コンタクト・リスク：こどもがデジタル環境に関わる際のリスク²（性的人身売買、チャイルド・グルーミングも含む。）
- ・消費者関連リスク：消費者としてのリスク（個人情報に基づきターゲットされることによるリスク）
- ・横断的なリスク：プライバシー・リスク（個人間（保護者、友人）、機関（病院・学校等）、商業（データ追跡の商業利用））、先進技術のリスク（例：AI、IoT、予測分析、生体認証）、健康や幸福のリスク

第3回では、ペアレンタルコントロールアプリを開発している事業者や、地方自治体からインターネットトラブルの相談事業を受託している団体、児童精神科医からヒアリングを行った。

第4回においても、引き続きヒアリングを行い、幼稚園等のPTA団体、高等学校の教諭、SNS事業者から説明を受けた。

これらを踏まえ、第5回においては、事務局から、議論にあたっての基本的な視点と中間整理が示され、構成員による自由討議を行った。

第6回においては、これまでの議論を踏まえて提示された課題と論点等について、構成員による自由討議を行った。

また、第5回・第6回においては、現状の対応状況について、ステークホルダー別や、現に生じている問題ごとに、OECDのリスク分類や、法律による対応等の観点から整理を行った（図1-1、図1-2、図2）。

第7回では、本課題と論点の整理の素案を提示した上で改めて議論を行

¹ 「第16回青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」（令和3年11月11日）における総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室資料より抜粋。

² 他者と交流することにより生じるリスクをいう。

った。

なお、本ワーキンググループと並行し、こども家庭庁は、こども基本法（令和4年法律第77号）第11条³に基づき、インターネット利用を巡る青少年保護に係る施策の対象となる青少年自身から意見を聴取することが必要であるという観点から、こども家庭庁の事業である「こども若者★いけんぷらす」の一環として、小学4年生～高校生年代を対象として、次のとおり意見を聴取した。その結果については、第7回において報告・共有された。

- ・ 5月24日 対面（33人参加）
- ・ 5月29日～6月1日 アンケート（有効回答数38）

＜図1-1：現状の対応状況の整理①-1＞

こども基本法
こども家庭庁

現状の対応状況の整理①-1

	コンテンツ・リスク	コンダクト・リスク	コンタクト・リスク	消費者関連リスク
	1対多のインターネット環境の中で、こどもが受動的に受け取る又はさらされるコンテンツにまつわるリスク	こどもが他のこどもに生じさせるリスク	こどもがデジタル環境に関わる際のリスク（性的人身売買、チャイルド・グルーミングも新たに含む。）	消費者としてのリスク（個人情報に基づき、ターゲットされることによるリスク）
国、地方自治体	○ 青少年インターネット環境整備法に基づき、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対して、青少年確認義務、フィルタリング説明義務、フィルタリングサービス提供義務、フィルタリング有効化措置義務が課されているほか、 ・ インターネット接続役務提供事業者に対して、フィルタリングサービスを提供しなければならない義務、 ・ インターネット接続機器の製造事業者に対して、フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で販売しなければならない義務、 ・ OS開発事業者に対して、フィルタリング有効化措置等が円滑に講ぜられるようOSの開発を行うように努める義務、 ・ フィルタリングソフトウェア開発事業者等に対して、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるソフトウェア等を開発し提供するように努める義務、 ・ 特定サーバー管理者に対して、青少年有害情報の青少年による閲覧を防止する措置や、連絡受付体制の整備、記録の作成及び保存に努める義務が課されている。 ○ コンテンツの内容によって、児童ポルノ法、刑法（侮辱罪、名誉毀損罪、わいせつ電磁的記録等送信頒布罪等）等による法規制。 ○ 権利侵害情報に該当する場合には、情報流通プラットフォーム対処法により、大規模なプラットフォーム事業者に対し、削除対応の迅速化等を義務付け。 ○ 違法情報については、IHCがサイト管理者等に対して削除依頼。	○ 未成年が実行者である場合であっても、犯罪・違法行為別に、刑法等に基づき対応。	○ 青少年インターネット環境整備法に基づくフィルタリングに係る措置により対応。 【コンテンツ・リスクと同様の対応】	○ 消費者安全法に基づき、市町村が、事業者に対する消費者からの苦情相談や、相談のあっせんの実施。 ○ 未成年者が親の同意を得ずに契約した場合については、民法に基づき、取消権の行使が可能な場合がある。 （※）個人情報保護委員会において、こどもの個人情報の取り扱いを検討予定。

³ こども基本法第11条では、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

<図 1－2：現状の対応状況の整理①－2>

こどもみんなの こども家庭庁		コンテンツ・リスク	コンダクト・リスク	コンタクト・リスク	消費者関連リスク
		1 対多のインターネット環境の中で、こどもが受動的に受け取る又はさらされるコンテンツにまつわるリスク	こどもが他のこどもに生じさせるリスク	こどもがデジタル環境に関わる際のリスク (性的人身売買、チャイルド・グルーミングも新たに含む。)	消費者としてのリスク (個人情報に基づき、ターゲットされることによるリスク)
事業者	携帯電話インターネット接続役務提供事業者	○ 環境整備法に基づく義務（青少年確認義務、フィルタリング説明・提供義務、有効化措置実施義務）	—	○ 環境整備法に基づく義務・努力義務 ○ 事業者による自主的な取組等 【コンテンツ・リスクと同様の対応】	○ 自主的な取組として、設定により課金を制限
	インターネット接続役務提供事業者	○ 環境整備法に基づく義務（フィルタリングサービスの提供義務）	—		—
	インターネット接続機器の製造事業者	○ 環境整備法に基づく義務（フィルタリング利用容易化措置義務）	—		—
	OS 開発事業者	○ 環境整備法に基づく努力義務（携帯電話インターネット接続役務提供事業者のフィルタリング有効化措置及びインターネット接続機器の製造事業者のフィルタリング利用容易化措置を円滑に講ぜられるよう開発する努力義務）	—	○ 利用規約に基づく削除 ○ SNS 事業者による自主的な啓発活動	○ 自主的な取組として、設定により課金を制限
	フィルタリングソフトウェア開発事業者等	○ 環境整備法に基づく努力義務（青少年の発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるソフトウェア等を開発し提供するように努める義務）	—		—
	SNS 等のプラットフォーム事業者	○ 特定サーバー管理者に対しては、環境整備法に基づく努力義務（青少年閲覧防止措置等） ○ SNS 事業者によるペアレンタルコントロールに資する取組や自主的な啓発活動 ○ （権利侵害情報に該当する場合、かつ大規模事業者である場合には）情報流通プラットフォーム対処法による削除対応の迅速化の義務 ○ 利用規約に基づく削除	○ 利用規約に基づく削除 ○ SNS 事業者による自主的な啓発活動		—
	その他事業者（広告主、生成AI開発事業者、アプリ開発事業者等）	○ 広告主や広告媒体による表現や掲載媒体の自主規制 ○ アプリ開発事業者によるペアレンタルコントロールアプリの開発	○ アプリ開発事業者によるペアレンタルコントロールアプリの開発		
保護者・こども		○ 環境整備法に基づく努力義務（インターネット利用の適切な管理、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進） ○ ペアレンタルコントロールアプリ等の利用や家庭におけるルール作り、情報の取捨選択等のリテラシーの涵養。			

<図 2：現状の対応状況の整理②>

こどもみんなの こども家庭庁		法律による対応	法律以外の対応（民間等による取組等）	国等による実態把握
		※ 権利侵害情報に該当する場合には、情報流通プラットフォーム対処法により、大規模なプラットフォーム事業者に対し、削除対応の迅速化等を義務付け。	※ 違法情報については、I H C がサイト管理者等に対して削除依頼。また、児童ポルノについては、I C S A がプロモッキングを実施。	
間バイト等の犯罪への関与（注） （コンダクト/コンタクトリスク）		○ 実行者に対しては、犯罪・違法行為別に各法律に基づき対応（例：詐欺・強盗：刑法、薬物：覚醒剤取締法等、募集：職業安定法）。	○ プラットフォーマーにおいて、利用規約に基づいて、自主的な削除対応。 ○ 広報・啓発活動の強化（大臣メッセージ、チラシ、CM、高校生向け動画教材の作成等）。	毎年実施
セクステイティング含む性被害（注） （コンタクトリスク）		○ 情報が違法なものでない限り、実行者に対する規制はない。 ※ただし、面会要求等の罪や脅迫罪等の罪が成立する場合がある。	○ プラットフォーマーにおいて、利用規約に基づいて、自主的な削除対応。 ○ ペアレンタルコントロールアプリの開発	毎年実施
いじめ、誹謗中傷（注） （コンタクト/コンテンツリスク）		○ 情報が違法なものでない限り、実行者に対する規制はない。 ※ただし、侮辱罪や名誉毀損罪等の罪が成立する場合がある。 ※ヘイトスピーチ解消法（理念法）によるヘイト解消の機運醸成も併せて実施。	○ SNS 提供事業者等によるペアレンタルコントロールに資する取組（年齢を限定したアカウントの開設等）を実施 ○ 広報・啓発活動の強化（SNS を通じた広報、チラシ等）	毎年実施
ヘイト、偽・誤情報（注） （コンテンツ/コンタクトリスク）				平成28年実施
アダルト広告等 （コンテンツリスク）		○ 情報が違法なものでない限り、実行者に対する規制はない。 ※ただし、わいせつ電磁的記録等送信頒布罪等により対応する場合がある。	○ 広告主による自主規制。 ○ 広告ブロックアプリ等の利用。 ○ ペアレンタルコントロールに資する取組（年齢を限定したアカウントの開設等）を実施	— （JARO 等の民間団体が一部実態を把握。）
生成AI（注） （横断的リスク）		○ 生成AI の作成者に対しては、作成されたものが実在する児童の姿態を描写したものに当たり、「児童ポルノ」に該当すると認められる場合には、児童ポルノ法等に基づき対応。 ○ それ以外の場合には、情報が違法なものでない限り、実行者に対する規制はない。 ※ただし、わいせつ電磁的記録等送信頒布罪等が成立する場合がある。	○ プラットフォーマーにおいて、利用規約に基づいて、自主的な削除対応。 ○ フィルタリングアプリにより、AI を生成できるweb サイトへのアクセス制限等を実施。	—
課金含む消費者行動 （消費者関連リスク）		○ 未成年者が親の同意を得ずに契約した場合については、民法に基づき、取消権の行使が可能な場合がある。	○ 時間・課金管理を行うペアレンタルコントロール機能の利用促進 ○ ペアレンタルコントロールに資する取組（年齢を限定したアカウントの開設等）を実施 ○ ゲーム会社等による自主的な課金や利用規制。	毎年実施
長時間利用・メンタルヘルス （横断的リスク）		—		—

「青少年有害情報」に該当する場合には、青少年インターネット環境整備法に基づき、関係事業者は、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずよう努めるものとされている。

（注）個人が行う個人情報の悪用については、民法による対応や、プラットフォーム等による自主的な削除対応を実施。

＜ワーキンググループにおける議論の経過について＞

○第1回（令和6年11月25日）

- ・座長の選出
- ・ワーキンググループの今後の進め方と次回に向けた作業依頼について
- ・今後のワーキンググループに関する自由討論
- ・その他

○第2回（令和7年2月12日）

- ・諸外国の取組事例について
- ・各関係府省庁における取組報告について
- ・その他

○第3回（令和7年4月7日）

- ・ヒアリング
 - (1) Adora 株式会社
 - (2) 東京都都民安全総合対策本部総合推進部「こたエール」
 - (3) 児童精神科医 小澤いぶき氏
- ・その他

○第4回（令和7年4月9日）

- ・ヒアリング
 - (1) 全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長 山崎篤史氏
 - (2) 早稲田大阪高等学校教諭 米田謙三氏
 - (3) Meta 日本法人 Facebook Japan 合同会社
 - (4) LINE ヤフー株式会社
- ・その他

○第5回（令和7年4月24日）

- ・議論にあたっての視点について
- ・議論の中間整理について
- ・その他

○第6回（令和7年5月23日）

- ・議論にあたっての視点について
- ・これまでのWGを踏まえた議論について
- ・「こども若者★いけんぷらす」によるこどもからの意見の聴取について
- ・その他

○第7回（令和7年6月23日）

- ・こども若者★いけんぷらすの結果について
- ・課題と論点の整理（案）について
- ・その他

②議論にあたっての視点等について

議論にあたっては、以下の４つの視点について構成員間で共有した。

<議論にあたっての視点⁴>

- １．こども基本法や児童の権利条約等の理念から、青少年（※２）の安心・安全を確保することを第一として、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ること（ウェルビーイングの実現）ができるよう、青少年のインターネット環境の整備を考えるべきではないか。この際、青少年保護と、青少年によるインターネット活用の意義のバランスをどう考えるべきか。

<インターネット活用の意義の例>

- ・ 青少年が幅広い情報にアクセスできるという「知る権利」のほか、「表現の自由」、「遊ぶ権利」等を持つという観点
- ・ 青少年が上手なインターネットとの付き合い方（リテラシー）を学ぶ観点
- ・ オンラインがこどもの居場所になり得るほか、相談のツールにもなるという観点

- ２．青少年のインターネット環境整備については、従来、青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年自身や保護者、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等のステークホルダーが中心となって対応してきたところ、青少年がインターネット利用を行うに際して直面しうるリスクが多様化している中で、デジタルプラットフォーム事業者を含むより幅広いステークホルダーの参画を求めることも含め、リスクに応じた多面的かつ総合的な対応を行うことが適切ではないか。その際、現行法に基づく対応に不十分な点がないかを点検した上で、法律による対応の必要性を含めた検討を行うべきではないか。
- ３．青少年を保護するための措置を講ずるにあたっての優先順位と、対応の方向性の検討をあわせて行うべきではないか。
- ４．青少年のインターネット環境整備については、諸外国の対応等の内容や、リスクの実態、青少年の影響等について引き続き知見を収集⁵した上で、論点に応じた所管を踏まえ、関係府省庁が連携して検討を行うことが重要ではないか。

（※２）青少年インターネット環境整備法でいう「青少年」とは、十八歳に満たない者をい

⁴ 構成員からは、国連子どもの権利委員会が2021年に公表した“General Comment No. 25 on children’s rights in relation to the digital environment”や、OECDが2021年に公表した“Recommendation of the Council on Children in the Digital Environment”、同じくOECDが2025年に公表した“How’s Life for Children in the Digital Age?”等も参考とすべきという意見があった。

⁵ 構成員からは、知見の収集にあたっては、家庭環境、デジタル環境、居住地域等により偏りが生ずる可能性があるため、収集方法についても議論すべきという意見があった。

う一方で、こども基本法でいう「こども」は心身の発達の過程にある者をいう。

こうした視点について、構成員からは、主に以下のような意見があった。

- ・ 諸外国では法律等により一律に青少年の使用を規制する動きもあるところ、その実効性やインターネット活用の意義等を踏まえると、こうした手段を用いることには慎重であるべきであり、むしろ保護者が青少年を守るための技術的手段を確保することや、事業者を含む幅広いステークホルダーの参画を求めること、技術革新の推進に向けた事業者の新規参入を促すことが方策として望ましいのではないか。あわせて、青少年自身のリテラシーを向上させることは、長期的には重要ではないか。
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用するための方策を検討するにあたっては、同じリスクであっても青少年が受ける影響は大人が受ける影響とはレベルが違ふことをしっかり押さえるべき。その上で、インターネット利用が「青少年のウェルビーイングに資する」という観点もあることから、青少年にとって、こうしたインターネットのメリットが発揮されるような環境整備が重要ではないか。
- ・ AI等のデジタル技術の急速な進化と普及に伴い、オンラインゲームを含むインターネット利用の形態も多様化している。また、従前からの受信リスクに加えて送信リスクについても考慮する必要がある等、青少年がインターネットを利用する際に直面するリスクも多様化している。こうした傾向は今後も続くことが予想される。

(2) 議論を踏まえた検討の基本的方向性

ワーキンググループとしては、これまでの議論を踏まえ、以下の方向性に則り、各種論点に沿った検討を行っていくべきであると考えます。

(基本的な対応)

- ・ 青少年によるインターネットの利用については、法律によって、特定の年齢や発達段階にある者の利用コンテンツや利用時間を一律に制限することよりも、①年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービスが提供される環境を確保する、②その実現のため、年齢確認の在り方等を含めて、より幅広いステークホルダーが、インターネットの利用を巡る青少年の保護について具体的な方策を講ずる、③青少年自身が、情報を適切に取捨選択する等の力（リテラシー）を底上げする、等の多面的かつ総合的な対応を講ずる。その際、現行法で不十分な点を検証の上、法的対応を含めて検討する。

(受信リスクへの対応の強化と送信リスクへの対応)

- ・ 現行の青少年インターネット環境整備法は携帯電話事業者等への青少年有害情報の閲覧制限というフィルタリング規制が中心⁶であるが、青少年のインターネット利用に係るリスクの多様化に対応するため、現行法の履行の徹底を求めるとともに、デジタルプラットフォーム事業者を含むより幅広いステークホルダーに対して青少年保護の具体的方策を求める等、受信リスクへの対応の強化を図る。あわせて、送信に係るリスク（コンダクト/コンタクト・リスク）⁷に対応するため、現状の法制度や各種取組では不十分な点を具体的に見極め、同ステークホルダーに対して求める具体的方策を検討する。この際、ステークホルダーの中には海外を拠点としている場合があることを踏まえ、例えば必要に応じて諸外国等と連携して対応する等、実効性のある対応の在り方を検討する。

(事業者の新規参入の促進と実効性があるコンテンツレーティングの実施)

- ・ 現行のフィルタリングに留まらない技術的保護手段の向上等に向け、事業者の新規参入を促すための方策を検討する。また、現状第三者機関がない中で、実効性があるコンテンツレーティング⁸の実施等の機能をどのような主体がどのように担っていくべきかについて検討する。

(青少年被害に対する厳正な対処)

- ・ 現に青少年が直面している新しい課題、例えば、闇バイト、セクスティングを含む性被害、いじめ、誹謗中傷、ヘイト、偽・誤情報、生成AI技術の悪用等への対応については、青少年を守るためしっかりと対策を講ずることが不可欠である。特に、生成AI技術を悪用した児童の性的ディープフェイクについては、関係府省庁が緊密に連携して厳正な取締り、被害者の保護及びサイト管理者等への違法な情報の削除依頼の強化等を講ずる。

(官民が連携した保護者や青少年の自主的な対応の促進)

- ・ 各府省庁がそれぞれの所管ごとに行っている広報・啓発については、青少年の安全を守るという機運が社会に浸透し、青少年自身の力（リテラシー）の向上に資するよう、官民が連携して、青少年や保護者に届く実効性がある

⁶ 構成員からは、フィルタリングの利用率が低い背景には、インターネットの有効利用が妨げられる場合もあるからではないかという意見があった。

⁷ こどもが他のこどもに生じさせるリスクや、こどもがデジタル環境に関わる際のリスク（犯罪への勧誘、暴言、いじめ、児童買春等を含む。）をいう。

⁸ コンテンツが、どのような年齢層のこどもに相応しいものであるかを示すことをいう。

方策を講ずる。

(3) 課題と論点

検討の方向性に沿って、個別に議論すべき課題と論点については以下のとおりである。

(注) ◎は主務府省庁を示す。

①リスクの多様化への対応について（青少年インターネット環境整備法）

（課題）

- スマートフォンの普及等に伴い、青少年を取り巻くリスクが非常に多様化してきている中で、青少年インターネット環境整備法が時代にあわなくなっている。

（論点）

- ・ 法の目的（第1条）や理念（第3条）について、現在の状況に鑑みてその妥当性をどう考えるか。また、こども基本法やこどもの権利条約（児童の権利に関する条約）、ウェルビーイング概念との関連付けをどう考えるか。
- ・ 諸外国では法律等により一律に青少年の使用を規制する動きもみられている一方で、我が国で同様の法的整備を行うことについてどのように考えるか。
- ・ リスクの多様化に対して、法で定められる方策、すなわち、①教育・啓発活動の推進（第3章）、②フィルタリングの推進（第4章）の二軸による対応で十分といえるか。現行法上、フィルタリングは「青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム」と定義されているところ、この機能を求める枠組みで十分か。また、その前提として、どのような「リスク」を法の射程と捉えるべきか。
- ・ 法第2条第4項における「青少年有害情報」について、諸外国の対応状況等も注視しながら、多様化してきたリスクに対応する形で、例えば、例示の範囲を拡大させること、同項各号の例示を定義とすること等についてどう考えるか^{9 10}。

⁹ 構成員からは、青少年有害情報の例示範囲に関して、ルッキズムにつながり、瘦身願望を煽るようなコンテンツをどう扱うかという問題もあるという意見があった。

¹⁰ 構成員からは、日本ではまだ認知されていないこどもに特化した消費者保護と個人情報に関するリスクも含まれるべきという意見があった。また、リスクの評価にあたって、こども特有のリスクがあること、そのリスクは年齢や個々人によって異なることを認識すべきという意見があった。

- ・ 現行において義務が課されている携帯電話事業者と、それ以外のSNSや動画共有サービス、アプリストア、ゲーム、ライブ配信等のプラットフォーム事業者を含むステークホルダー間の役割分担のリバランスが必要であることについてどう考えるか。
- ・ 法第21条ないし第23条の特定サーバー管理者の努力義務の履行をより促し、あるいはさらなる法的対応を行うことを含め、誰がどのようなリスクに対応してどのような対応を担うのか、諸外国の例、国内の法令による対応を踏まえつつ、実態の把握を行うとともに、これを踏まえた検討を進めることについてどう考えるか。
- ・ 一定規模のSNS等のプラットフォーム事業者を含む特定サーバー管理者に対して、様々な年齢確認方法、例えば携帯電話事業者からの年齢情報の提供や、AIによる年齢判定等を求めることについて、実現可能性や諸外国の例を見極めつつ、その是非、法的根拠をどう考えるか。
- ・ 法における規律の実効性を確保するための仕組みの必要性をどう考えるか。

(注) 上記論点については、こども家庭庁が主務府省庁となって、他の青少年インターネット環境整備法の所管省庁（総務省、経済産業省）等と緊密に連携して各論点の検討を進めるものとする。

- ・ 携帯電話事業者に対して、法第13条に規定される購入時の青少年確認義務について、現行では88%であるところ、厳格な履行を求めることについてどう考えるか。

(◎総務省、こども家庭庁、経済産業省)

②リスクの多様化への対応について（民間企業等による自主的な取組）

(課題)

- 平成30年の青少年インターネット環境整備法改正により設けられたフィルタリング容易化措置等に係る製造者の義務（第18条）、OS事業者の努力義務（第19条）、フィルタリングソフトウェア開発事業者等の努力義務（第20条）の履行状況等については実態が不明瞭である。また、特定サーバー管理者による青少年閲覧防止措置（第21条）、連絡受付体制整備（第22条）、青少年閲覧防止措置に関する記録の作成・保存（第23条）に係る努力義務の履行状況についても同様である。
- フィルタリング提供事業の競争が硬直化しており、第三者機関も不在である中、青少年がインターネットで直面するリスクへの対応が難しくなっている。

(論点)

- ・ 法第 18 条～第 20 条のフィルタリング容易化措置等について、特に昨今の青少年のインターネット利用環境の変化も踏まえて、インターネットと接続する機能を有する様々な機器(例えばゲーム機等を含む。)に関して、青少年の保護のための仕組みなど実態を把握すべき内容についてどう考えるか¹¹。

(◎経済産業省、こども家庭庁、総務省)

- ・ 法第 21 条ないし第 23 条の特定サーバー管理者の努力義務の履行をより促し、あるいはさらなる法的対応を行うことを含め、誰がどのようなリスクに対応してどのような対応を担うのか、諸外国の例、国内の法令による対応を踏まえつつ、実態の把握を行うとともに、これを踏まえた検討を進めることについてどう考えるか【再掲】。
- ・ 閲覧防止技術等の技術的保護手段の開発・実装を促す手段として、フィルタリングソフトウェアの改善や事業者の新規参入を促すことについてどう考えるか¹²。

(◎総務省、こども家庭庁、経済産業省)

- ・ 青少年の年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービスについての知見を集めて事業者や保護者に提供する等の取組についてどう考えるか。その主体についてはどう考えるか。

(◎こども家庭庁、総務省、経済産業省)

- ・ かつて一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)による審査・認定を受けたサイトを各種フィルタリングサービスにおける閲覧制限の対象外とする仕組みが存在していたが、運営の持続性に課題があり解散に至った経緯がある。コンテンツや機能について一律に国が評価を行うことは、政府による表現内容への介入であり、表現の自由等との関係で極めて慎重であるべきである¹³ことを踏まえ、民間において、青少年の年齢と発達段階に応じた適切な機能が提供される仕組みについてどう考えるか。

(◎総務省、こども家庭庁、経済産業省)

¹¹ 構成員からは、青少年が利用することを想定し、あらかじめ実効的な青少年保護に係る仕組みを組み込んだ形でサービス等を提供することを念頭に置いた、青少年保護・バイ・デザインの取組を広く事業者に求めていくことが重要という意見があった。

¹² 構成員からは、法を見直す場合には、その見直しに対応した民間企業等の自主的な取組の在り方を検討することが必要であるという意見があった。

¹³ 構成員からは、全ての事業者が準拠できる明確で一貫したガイドラインを求める声もあるという意見があった。この際、コンテンツ・サービスの内容を制限するではなく、あくまで特定の年齢と発達段階にある者に対して対応することが重要という指摘があった。

- ・一部のプラットフォーム事業者において講じられている青少年保護に関するサービス提供上の工夫といった自主的な取組について、こうした取組を広げ、提供されるサービスの性質に応じた対応の更なる促進を図るための方策等についてどう考えるか。

（◎総務省、こども家庭庁）

③コンテンツ・リスクへの対応について（アダルト広告¹⁴等青少年に有害なおそれがあるもの）

（課題）

- スマートフォンの普及等に伴い、現行法の青少年有害情報の例示には当てはまらないものの、青少年の健やかな成長を著しく阻害するおそれのある情報が氾濫している現状がある。
- 違法ではないが、青少年有害情報に該当し得るアダルト広告について、インターネット上で容易に青少年の目に触れてしまう実態があることは問題である。
- テレビ等の媒体では自主規制がある一方で、インターネット上の媒体ではそうした自主規制が不十分。

（論点）

- ・ 法第2条第4項における「青少年有害情報」について、諸外国の対応状況等も注視しながら、多様化してきたリスクに対応する形で、例えば、例示の範囲を拡大させること、同項各号の例示を定義とすること等についてどう考えるか【再掲】。
- ・ アダルト広告の発信に関して、日本電子書店連合（JEB A）が、性的表現を含む広告の全年齢向けWebサイトへの出稿を停止する等、業界における自主規制の動きも出ているところ、こうした取組を更に進めるため、例えば、主要な広告主であるゲーム業界等の主要企業による現状認識と取組を確認した上で自主規制を要請する、何らかの対策を取っている企業にインセンティブを与える等、企業の自主規制を促すような方策を講ずることについてどう考えるか。

（◎経済産業省、こども家庭庁）

- ・ 青少年に有害なおそれがある情報に対して、青少年による閲覧機会をできるだけ少なくするための保護者や本人の同意を前提とした技術的手段

¹⁴ 特にアダルト広告については、政策的対応、事業者の取組の促進、技術的取組の検討などを取りまとめ、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省をはじめとした関係省庁が連携して取組を推進する。

として、例えば、18歳未満ないし特定の年齢層に限定したフィルタリングや広告表示抑制機能アプリや「視聴・アクセス制限」を含め、どのようなものがあり得るか。インターネット上の媒体において、自ら広告掲載基準を定めるなど、媒体側での自主的な取組を促すような方策を講ずることについてどう考えるか。

(◎総務省、こども家庭庁)

④コンダクト/コンタクト・リスクへの対応について（闇バイト、いじめ、セクスティング等）

（課題）

- 現行法で定められているフィルタリングの推進といった方策では、犯罪への勧誘、暴言、いじめ等のコンダクト/コンタクト・リスク¹⁵を含め、青少年による情報発信のリスクに十分対応できていない¹⁶。
- セクスティング等、インターネット上の性被害の実態について状況把握が不足している。

（論点）

- ・ ペアレンタルコントロール機能の実装に向けた措置等、発信に係るリスクに対してもプラットフォーム事業者やOS事業者等の取組を促すことについてどう考えるか。

(◎総務省、経済産業省)

- ・ 一部のプラットフォーム事業者において講じられている青少年保護に関するサービス提供上の工夫といった自主的な取組について、こうした取組を広げ、提供されるサービスの性質に応じた対応の更なる促進を図るための方策等についてどう考えるか。【再掲】
- ・ 1対1の通信を発信者情報開示の対象とすることの是非を含め、事後的な権利保護の在り方に関して調査研究を進めることについてどう考えるか。

(◎総務省)

- ・ インターネット上の性被害等の実態把握について、障害がある青少年を含めて、調査対象や調査事項等について、検討を進めることについてどう

¹⁵ 構成員からは、詐欺、強盗、覚醒剤売買等、青少年が実行する犯罪に関する一層厳正な取締りを通じて、コンダクト/コンタクト・リスクに一定の抑止効果を期待することについてどう考えるかという意見があった。

¹⁶ 構成員からは、犯罪でないとしても、オンライン上で見知らぬ成人とこどもがやり取りをしてしまうことはリスクではないかという意見があった。

考えるか。

(◎こども家庭庁、警察庁)

⑤消費者関連リスクへの対応について(インターネット関連の消費者トラブル等)

(課題)

- 青少年に特化したインターネット上の消費行動に係る消費者関連リスク¹⁷については、分析が必ずしも十分ではない。
- 未成年者取消に応じない等の事例が生じている。

(論点)

- ・ インターネット上の青少年の消費行動に係る消費者関連リスクを考えるにあたって、現行は、民法に基づく未成年者取消権の行使という事後的な対応が主であるところ、まずは青少年のインターネット関連の消費者トラブル¹⁸の現状を詳細に把握することについてどう考えるか^{19 20}。

(◎消費者庁、こども家庭庁)

⑥横断的リスクへの対応について(生成A I等)

(課題)

- 生成A IやV R等の先進的技術を利用した問題については、現状の把握ができていないか、現状の把握が出来たとしても、対応ができていない場合が多い。
- 特に、生成A I技術を悪用した児童の性的ディープフェイクについては、「卒アル問題」とも言われているように、誰でも簡単に被害者にも加害者にもなってしまう。また、現実には被害者がいるにも関わらず、規制の実効性が不明瞭である。

¹⁷ 構成員から意見があった、OECDが示す4つの消費者関連リスク(①marketing risks、②commercial profiling risks、③financial risks、④security risks)を指している。

¹⁸ OECDが示す4つの消費者関連リスクの中では、主にfinancial risksと関連があるものと考えられる。

¹⁹ 構成員からは、個人情報保護委員会におけるこどもの個人情報保護の検討の状況を注視しつつ、こどもに特化した消費者保護の在り方を考える必要があるという意見があった。

²⁰ 構成員からは、未成年者取消の実効性を確保することは大変重要な問題であるという意見があった。

(論点)

- ・ 例えば、生成ＡＩ技術を悪用した実在する児童の性的被害等²¹、ディープフェイクに係るリスクや被害について、政策的なレベルでの認知が不十分である中、状況把握を実施することをどう考えるか。

(◎こども家庭庁、警察庁、文部科学省)

- ・ 「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案」の附帯決議に対する対応についてどう考えるか。^{22 23 24}

(人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案に対する附帯決議)

○衆議院内閣委員会

四 ＡＩ技術を悪用したディープフェイクポルノ、とりわけ児童の画像等を使用したものへの対策については、各種法令の適用による厳正な取締り及び被害者の保護を行うとともに、サイト管理者等への違法な情報の削除依頼を強化すること。また、同対策の実効性を高めるための方策の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

○参議院内閣委員会

五 ＡＩ技術を悪用したディープフェイクポルノ、取り分け児童の画像等を使用したものについての対策として、各種法令の適用による厳正な取締り及び被害者の保護を行うとともに、サイト管理者等への違法な情報の削除依頼の強化に加え、被害者による告訴等の負担軽減、被害発生防止に向けた教育啓発等の措置を講ずること。また、対策の実効性を高めるための方策の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な対応を図ること。

(◎内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、経済産業省)

²¹ 構成員からは、青少年の健全な成長・発達に悪影響を及ぼす可能性がある先進的技術として、生成ＡＩだけではなく、例えばＶＲについても、特に低年齢の子どもたちには懸念されるという意見があった。あわせて、ＶＲにおける性被害等の問題もあるという指摘があった。

²² この際、地方自治体における動きを見つつ、方策を進めることも考えられる。

²³ 構成員からは、生成ＡＩに係る問題については、新しい技術に対応するシステムが構築されていないことが問題なのではないかという意見があった。

²⁴ 構成員からは、児童の性的ディープフェイクに対して、地方自治体やＮＰＯ法人が、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の厳格な適用を国に求めていることを踏まえつつ、同法における児童ポルノの定義を変更する必要性についての意見があった。一方で、同法の定義の変更については、簡単な問題ではないことから、まずは状況把握を進めることが重要であるとの意見もあった。

⑦横断的リスクへの対応について（低年齢化、長時間利用、心身への影響、アルゴリズム）

（課題）

- インターネットを利用することが青少年のウェルビーイングに与える影響について、我が国では、特に、アルゴリズムによるリスクを含め、専門的な見地から十分に調査・分析されていない²⁵。
- アルゴリズムにより次々と情報が表示されることで、青少年が利用を中断できなくなってしまうたり、特定の情報や志向に誘導されてしまったりするという問題もある。
- 特に未就学児を含む低年齢層²⁶のインターネット利用のリスクについて状況把握が不足している。

（論点）

- ・ インターネットの長時間等の利用や、A I 等によるアルゴリズムにより過去の検索履歴等に基づいて情報が表示されてしまう問題については、その具体的内容や因果関係の有無等、心身への影響も含め、調査や専門的な分析等を行うことについてどう考えるか（※3、※4）。調査対象や調査事項等を含めて、低年齢層のインターネット利用に係る実態把握を進めることについてどう考えるか。

（◎こども家庭庁、厚生労働省）

（※3）厚生労働省が令和6年度に「ネット・ゲーム使用と生活習慣に関する実態調査」を実施。

（※4）「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」では、インターネットやスマートフォンの利用がこどもの心身の発達に与える影響を含め、様々な事業者の新たなサービスやアプリケーションの提供によって変化するインターネット環境が引き起こす課題を把握・分析し、それらに対応する施策の検討に資する調査を実施することとしている。

²⁵ 構成員からは、青少年のメンタルヘルスの問題の背景には、承認欲求があり、事業者や大人がいたずらに青少年の承認欲求を煽るような取組を講じないことが重要であるという意見があった。

²⁶ 構成員からは、長期的には、乳幼児のインターネット利用のリスクについても確認する必要があるという意見があった。

⑧広報・啓発について

(課題)

- 青少年のインターネット利用に関する広報・啓発の取組は、各府省庁が基本的に個別に行っている状況にある。特に保護者に対する広報・啓発が十分ではない可能性がある。
- 国等が把握しているエビデンスについて各種団体が行う啓発活動に必ずしも十分に活用されていない。

(論点)

- ・ 広報及び啓発活動の強化や、相談体制の充実に向けて、各府省庁が既に行っている取組を相互に連携させていくことについてどう考えるか。この際、青少年の意見を踏まえつつ、青少年や保護者に対してより効果的な形で取組を進めていくことについてどう考えるか²⁷。

(◎こども家庭庁、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省)

- ・ 各種団体が行っている広報及び啓発活動について、国等が把握しているエビデンスが反映されるような情報提供の在り方についてどう考えるか。

(◎こども家庭庁、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省)

3. 今後の進め方について

関係府省庁は、こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）における「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」ことをはじめとする6つの方針を踏まえ、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども家庭庁を司令塔として²⁸、主体性を持ち、相互に連携をして、法制上の対応の必要性の有無を含めた検討を行っていくことが必要である。

その上で、本課題と論点の整理において取りまとめた議論にあたっての視点を基礎としつつ、提示した論点それぞれについて、検討の基本的方向性に則って、

²⁷ 構成員からは、これまで取り組んできたリテラシー教育等により、青少年の理解がどの程度進展しているか等を確認することも重要という意見があった。

²⁸ こども大綱においては、「こども家庭庁は、こども大綱等を基に、こども政策推進会議やこども家庭審議会の知見を活用し、制度や組織による縦割りの壁を克服し関係省庁間で横の連携を密に行いしつつ、政府全体のこども施策を強力に推進し、必要に応じて関係省庁に対し勧告権を行使することも含め、リーダーシップを発揮する。」とされている。

着実に課題の解決等に向けた取組を進めていくことが必要である。このため、まずは論点ごとに主務府省庁が関係府省庁と連携して、今後の対応について検討を進める。さらに、①今すぐ対応できるもの（短期）、②対応にあたって一定の検討期間が必要であるもの（中長期）を整理し、政府全体として工程表を作成した上で、できるものから速やかに着手する。中長期の検討を要するものについては、令和8年を目途に法的対応を含めた具体的な取組の内容を取りまとめ、その上で、令和9年に改定を予定している「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第7次）」に反映する。この過程において、こども家庭庁が中心となって、関係府省庁連絡会議等を開催し、進捗管理を行いながら、関係府省庁が連携して取組を進めることが必要である。

また、本課題と論点の整理で提示した各論点については、必ずしも関係する全ての府省庁が含まれるわけではないため、議論の進展に伴って必要性が生じた際には、主務府省庁は、必要と考えられる府省庁に対して議論への参画を求めるなど、課題の解決に向けて、積極的な姿勢で取組を進めることが重要である。

4. おわりに

ワーキンググループにおいては、インターネット上で青少年の健やかな成長を著しく阻害する有害情報が氾濫している実情や、青少年自身が被害者・加害者になる事案や生成AI等の先進的技術によるものも含めた新たなリスク等、青少年のインターネット利用に関するリスクが多様化していることを踏まえつつ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するための考え方や取組について、議論を重ねてきた。本課題と論点の整理は、ワーキンググループにおける議論を取りまとめ、議論の成果として、各府省庁における今後必要な取組について一定の方向性を示すものである。

各府省庁においては、本整理の趣旨及び内容を十分に踏まえた上で、論点についての検討を速やかに開始し、青少年や保護者を含めて幅広く意見交換を行いつつ、青少年が被害者にも加害者にもならず、安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に向け、具体的な措置を講ずることを期待する。なお、本件については、インターネットが容易に国境を越えるものであり海外を拠点としている事業者等への対応も必要となるところ、各府省庁は緊密な連携の上、諸外国等へのアプローチも含めた対応を講ずることが重要である。

(参考) インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループの開催について

令和 6 年 11 月 25 日
青少年インターネット環境の
整備等に関する検討会決定
最終改正 令和 7 年 1 月 21 日

1 趣旨

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 6 次）」（令和 6 年 9 月 こども政策推進会議決定）が策定されたことを一つの契機とし、特に、昨今のインターネット利用を巡る青少年保護の国内及び主要各国における動向にかんがみ、インターネット利用を巡る青少年の保護に関する課題及び論点の整理をするため、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の下に、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

2 構成員等

- (1) ワーキンググループの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、ワーキンググループの議事を整理する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 ワーキンググループにおける議事の公表

ワーキンググループは、原則として公開とする。ワーキンググループの議事要旨は、ワーキンググループ終了後、速やかに公表する。ただし、座長は、公開や公表をすることにより公平かつ中立な議論に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、ワーキンググループ及び議事要旨の各々について、全部又は一部を公開若しくは公表しないものとすることができる。

4 庶務

ワーキンググループの庶務は、こども家庭庁成育局安全対策課において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長がワーキンググループに諮って定める。

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する
ワーキンググループ名簿

◎座長 ○座長代理

- | | |
|----------|---|
| 飯塚 みく | 大学生 |
| ○ 上沼 紫野 | 弁護士・(一社) 安心ネットづくり促進協議会 理事 |
| 櫻井 鼓 | 追手門学院大学心理学部 教授 |
| ◎ 曾我部 真裕 | 京都大学大学院法学研究科 教授 |
| 竹内 和雄 | 兵庫県立大学環境人間学部 教授 |
| 中井 裕真 | (公財) 日本ユニセフ協会 広報・アドボカシー推進室
シニアマネージャー |

[以上、五十音順、敬称略、役職は令和7年5月15日現在]

公正取引委員会事務総局官房参事官 (デジタル担当)

警察庁生活安全局人身安全・少年課長

警察庁サイバー警察局サイバー企画課長

消費者庁消費者政策課長

こども家庭庁成育局安全対策課長

総務省情報流通行政局情報流通振興課長

法務省刑事局刑事課長

法務省人権擁護局参事官

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

経済産業省商務情報政策局情報経済課長